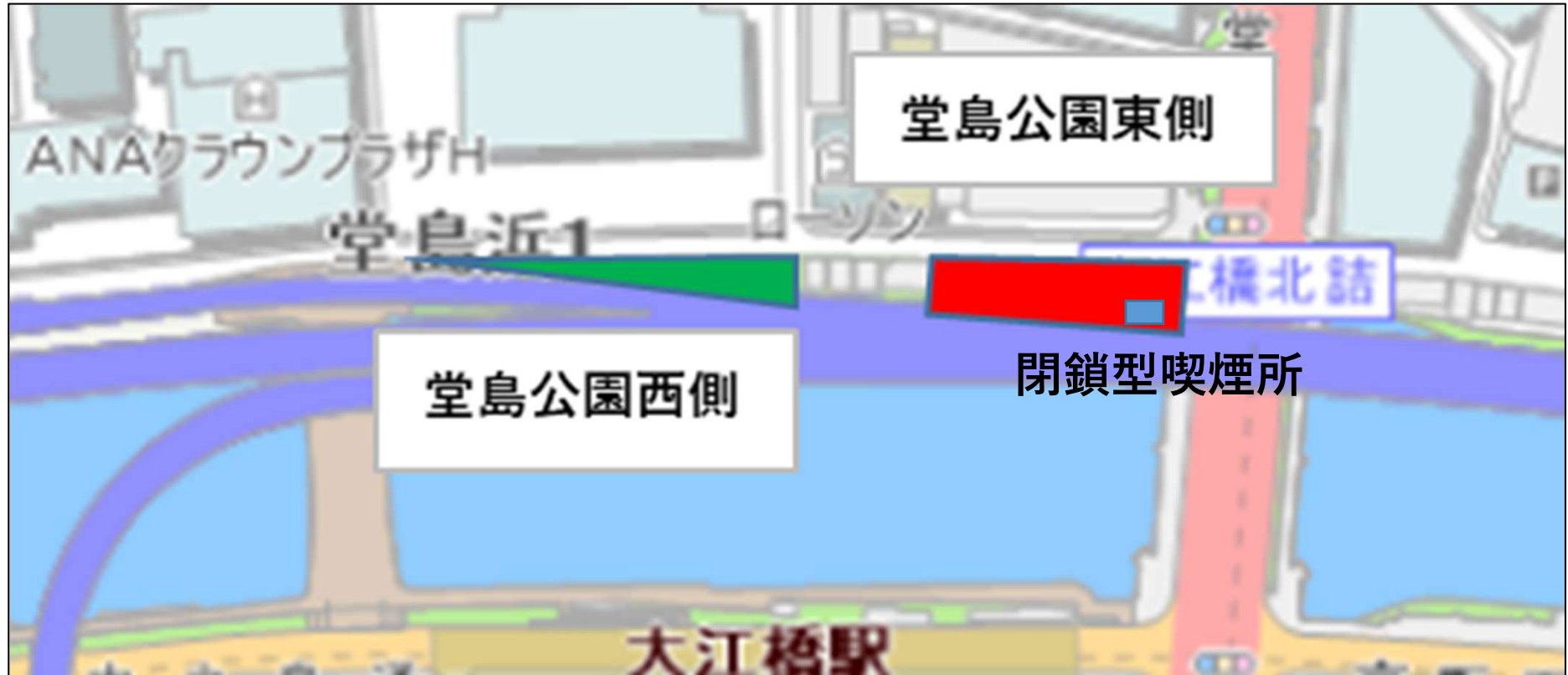


堂島公園の喫煙者状況調査について (報告)

令和 5 年 3 月 2 2 日

大阪市環境局

1 堂島公園喫煙所の経過



- ・喫煙所は、御堂筋に面した堂島公園東側にあり、御堂筋線淀屋橋駅の北250mにある。
- ・「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」の罰則が施行された平成19年10月1日から、公園東側に開放型喫煙所（約10㎡）を供用開始した。
- ・堂島公園は、路上喫煙禁止地区ではなく、パーテーションが1面しかなかったこともあり、喫煙者が公園内に広がって喫煙している状態であった。
- ・公園東側には、令和3年9月に大阪府の観光トイレが整備され、今後、船着き場や広場の整備も予定されていることから、開放型喫煙所から、受動喫煙が生じにくい閉鎖型喫煙所（約13㎡、バリアフリー対応）に変更し、令和4年8月31日に供用開始するとともに、公園東側周辺を、令和4年9月1日付けで路上喫煙禁止地区に指定した。

2 調査概要

禁止地区の指定日（令和4年9月1日）前後の堂島公園の喫煙者の状況の変化を確認するため、令和4年5月（指定前）と令和5年2月（指定後）に調査を行った。

○調査方法

- ・調査員による目視で、堂島公園の東側と西側の喫煙者を、朝（8時30分～9時30分）、正午（11時30分～13時30分）、昼（15時～16時）、夕方（17時30分～18時30分）の時間帯で5分ごとに集計した。
- ・公園東側については、指定前は公園内の喫煙者数を、指定後は閉鎖型喫煙所内と外の喫煙者を調査した。

○調査日

禁止地区指定前

令和4年5月17日（火） 8時30分～9時30分、11時30分～12時30分

令和4年5月19日（木） 15時～16時、17時30分～18時30分

令和4年5月23日（月） 12時30分～13時30分

禁止地区指定後

令和5年2月3日（金） 17時30分～18時30分

令和5年2月6日（月） 11時30分～12時30分

令和5年2月16日（木） 15時～16時

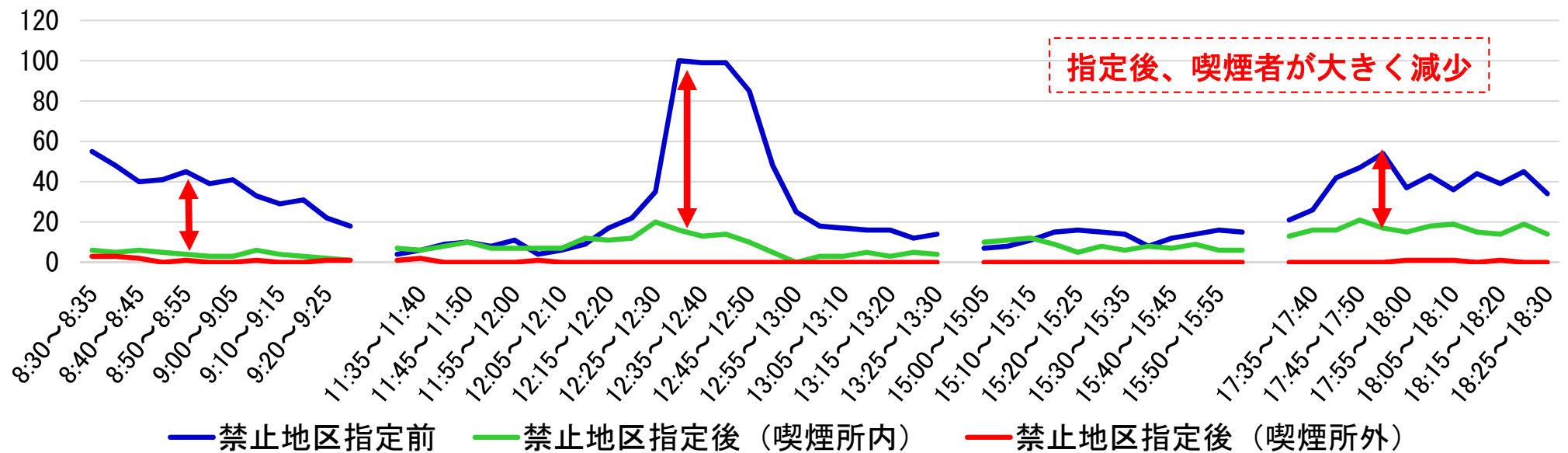
令和5年2月22日（水） 8時30分～9時30分

令和5年2月28日（火） 12時30分～13時30分

3 喫煙者数の時間別推移（1）

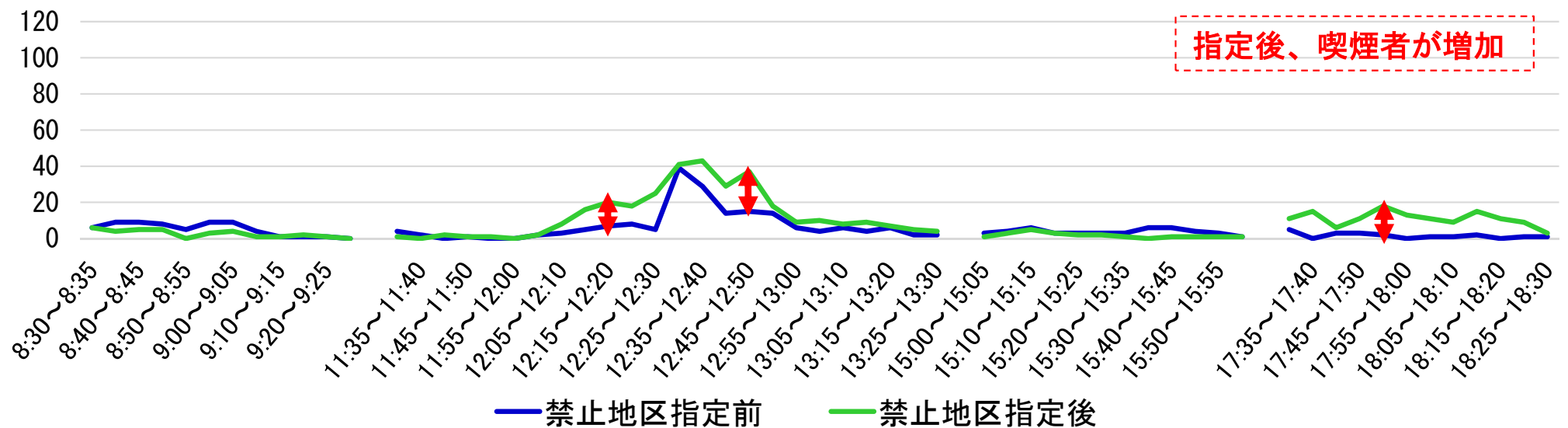
喫煙者数（人）

堂島公園東側



喫煙者数（人）

堂島公園西側



3 喫煙者数の時間別推移（2）

- ・ 東西いずれの公園も昼休みの時間帯である12：30～50の間は、禁止地区の指定前と指定後を問わず、喫煙者数が多い。
禁止地区に指定した公園東側については、指定後、過料徴収や集中的な啓発指導実施もあり、全体的に喫煙者が減少している。
- ・ 特に喫煙所周辺では、路上喫煙をする人が、ほとんどいない状況であった。
- ・ 公園東側の禁止地区指定後、公園西側の喫煙者数は増えているが、公園東側の喫煙者数の減少の半分以下にとどまっている。
- ・ また、この数年、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、閉鎖されていた近隣ビルの喫煙所が、再開されてきたことも推測され、公園内での喫煙者は全体的に減少しているものと考えられる。

4 まとめ

- ・ 開放型喫煙所の時は、路上喫煙禁止地区でなく、喫煙所周辺で喫煙する人が多かったが、閉鎖型喫煙所を設置し、禁止地区に指定後は、喫煙所が満員の場合は並んで待っている状況にあり、喫煙所周辺で路上喫煙する人は少なくなった。
- ・ 閉鎖型喫煙所内の空気は、脱臭機を通して浄化したうえで、外部へ排気しているため、排気臭等についての苦情はない。
- ・ 一方、内部の空気は脱臭している訳ではないため、利用者からは服に臭いが着く等の意見があった。特に臭いを気にしている加熱式たばこ利用者からの意見があった。また、空気清浄機が故障した際は、喫煙所内の排気が停止したため、室内に煙がこもり喫煙所の利用が困難な状態となった。
- ・ 喫煙者からは、閉鎖型喫煙所の利用時間（8～20時）が、朝遅いや、夜早いと言った意見があった。
- ・ 4月より防犯カメラを設置するとともに、遠隔で施錠管理するように変更予定。
- ・ 閉鎖型喫煙所は、周辺への受動喫煙の被害を抑えることができるメリットがあるが、デメリットとして、整備費や維持管理費が高額となる点や、防犯上の懸念がある。

今後、喫煙所の整備を進めるにあたっては、引き続き周辺環境を考慮し、最適な仕様の喫煙所を整備することはもとより、各喫煙所の状況に応じて適切な維持管理や啓発指導に努める。